

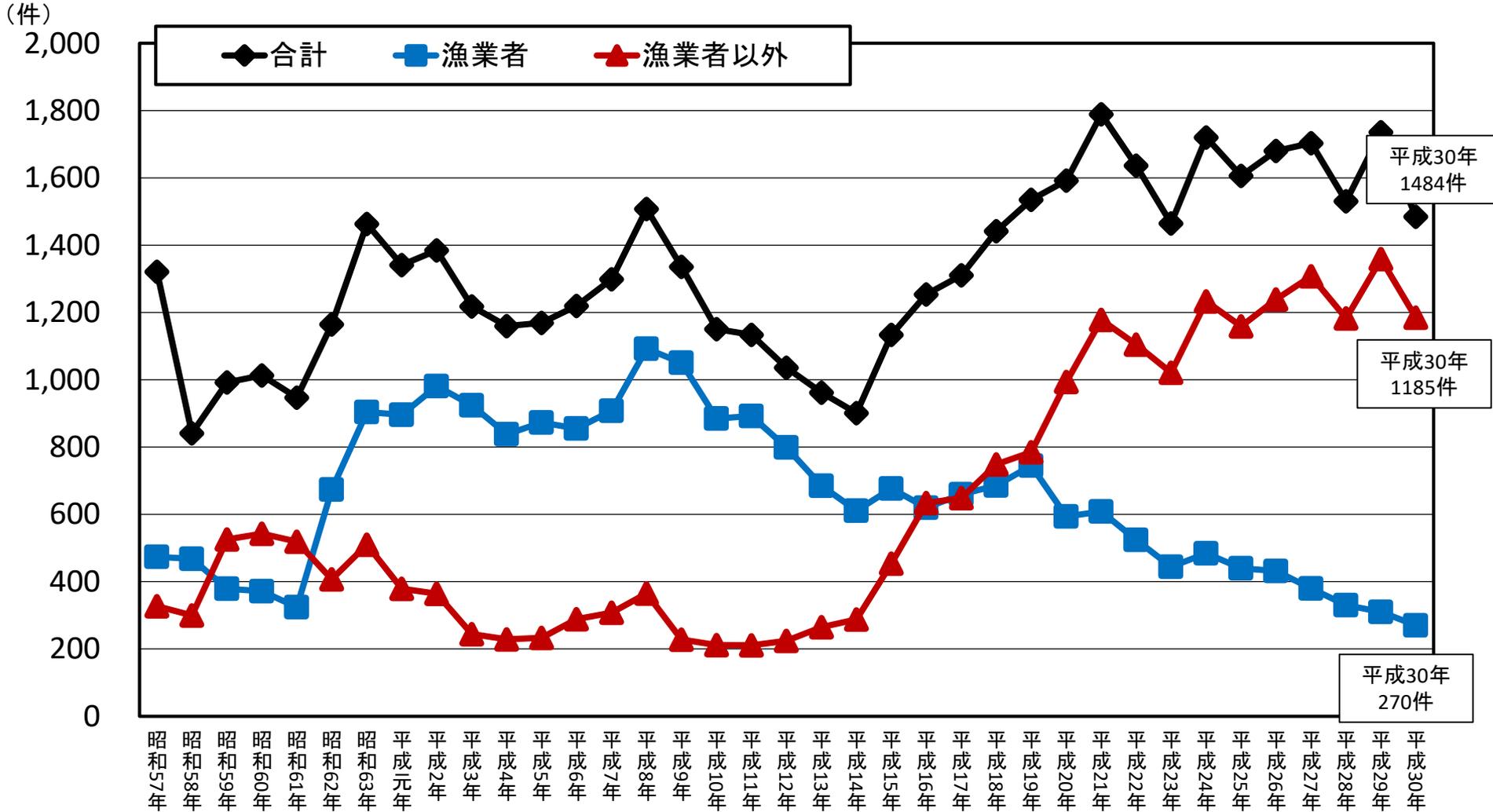
特定水産動植物等の国内流通の 適正化等に関する法律に関する 参考資料

水産庁

密漁の現状

○ 漁業者による密漁が減少したが非漁業者による密漁が増加しているため、密漁件数全体では増加傾向。

違反者区分別の検挙件数の推移(海面)



資料: 都道府県調べ(平成30年1月~12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。)

違法漁獲の実態となまこ・あわびの漁獲量の推移

- 近年、複数人による潜水器を用いた夜間操業や探照灯の照射など、違法漁獲が悪質・巧妙化。
- 非漁業者の検挙件数が近年増加する一方で、なまこ・あわびの漁獲量が大幅に減少。

○ 悪質・巧妙化する違法漁獲の実態



夜間操業する潜水器を用いた違法操業船

○ は違反者



探照灯の照射等で取締船の追尾を妨害
写真：山口県

○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移 (海面)



※なまこについては、平成19年から平成30年までは統計外であり、令和元年から対象に戻った。

改正漁業法での罰則の強化

- 平成30年の漁業法改正において、大幅に罰則を強化。
- 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪（罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金）を新設。
- 無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化。

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに**特定水産動植物**を採捕

アワビ、ナマコ、シラスウナギ※ を特定水産動植物に指定。（漁業法施行規則第41条）

※ シラスウナギについては令和5年12月から適用

密漁品流通の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 密漁した**特定水産動植物**又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん

無許可操業等の罪について罰則を引上げ

許可を受けずに許可対象となる漁業(例:潜水器漁業、底びき網漁業等)を営んだ者に対して適用されます。

【改正前】3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金

【改正後】3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金

漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

漁業権の対象となる水産動植物(例:サザエ、イセエビ等)を権限なく採捕した者に対して適用されます。

【改正前】20万円以下の罰金

【改正後】100万円以下の罰金

IUU漁業対策に関する「国際行動計画」について

(※ IUU: Illegal fishing(違法漁業)、Unreported fishing(無報告漁業)、Unregulated fishing(無規制漁業))

○ FAO(国連食糧農業機関)は、2001年にIUU漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を
発表。

加盟国が行う自主的な行動として、IUU漁業を防止、抑止、排除することを目的に、

- ・ 旗国の行うべきこと(漁船の登録、漁船の記録、操業の管理など)
- ・ 沿岸国の行うべきこと(EEZ内の漁業管理、IUU漁船の許可の制限など)
- ・ 寄港国の行うべきこと(港湾管理(寄港国によるIUU漁船の寄港の禁止、漁船検査など))
- ・ すべての国が行うべきこと(国際的に合意された市場関連措置)

などについて規定。

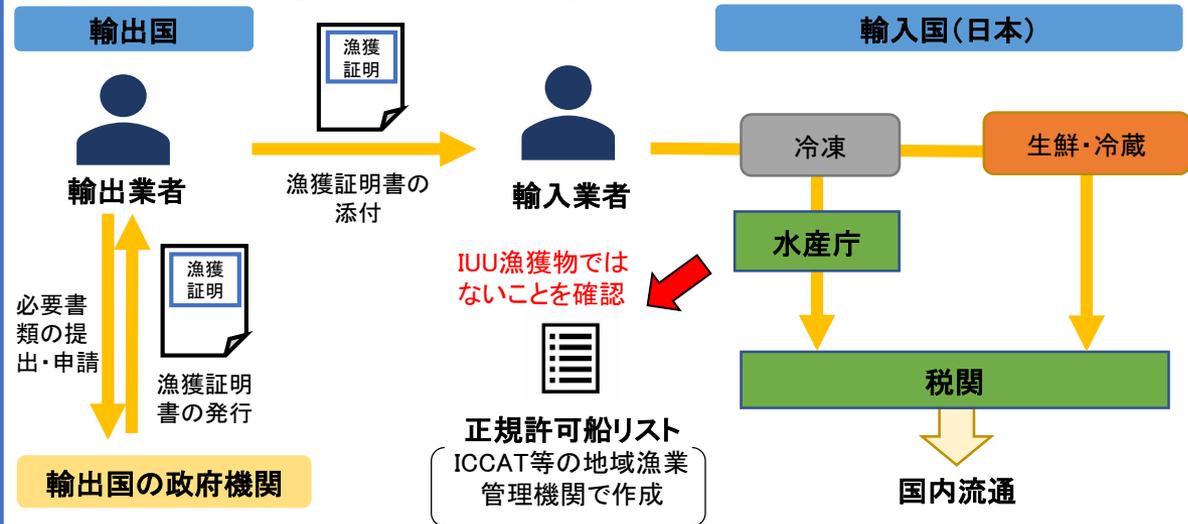
○ 我が国は、違法漁業防止寄港国措置協定(PSM協定)の締結やRFMO等において合意された市場
関連措置の実施など、「国際行動計画」上の取組は全て実施済み。

我が国の対応

● PSM協定を締結し、IUU漁船リストに非掲載漁船のみに農林水産大臣の寄港許可を発出することとしたほか、IUU漁獲物等の我が国への陸揚げ、転載を目的とした寄港を禁止する措置を実施。

● マグロ類について、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき、IUU漁船が漁獲したものや正規登録されていない漁船・畜養場による生産物でないか等を確認し、RFMOの資源管理措置に違反したマグロが輸入されないよう確認。

■ 地域漁業管理機関で合意された国際約束に基づき、
現在、外為法に基づき実施している輸入手続の流れ



国際社会でのIUU漁業撲滅に向けた流れ

SDGs(持続可能な開発目標)(2015年9月)

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20 大阪首脳宣言(2019年6月28日・29日)

環境

40. 違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

水産物流通に係る課題と対策

- 水産物については、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別が困難。
- 流通過程での違法漁獲物の混入を放置すれば、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫される。
- また、国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているEUや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。



国内流通の適正化

- **適法な漁獲物であることを識別できるようにすることが必要。**
- **万が一違法漁獲物が流通していることが確認された場合には、流通を追跡できるようにすることが必要。**
- **輸出が違法漁獲物流通の抜け道とならぬよう、違法漁獲物の国外流出を防ぐ措置を講じる必要がある。**

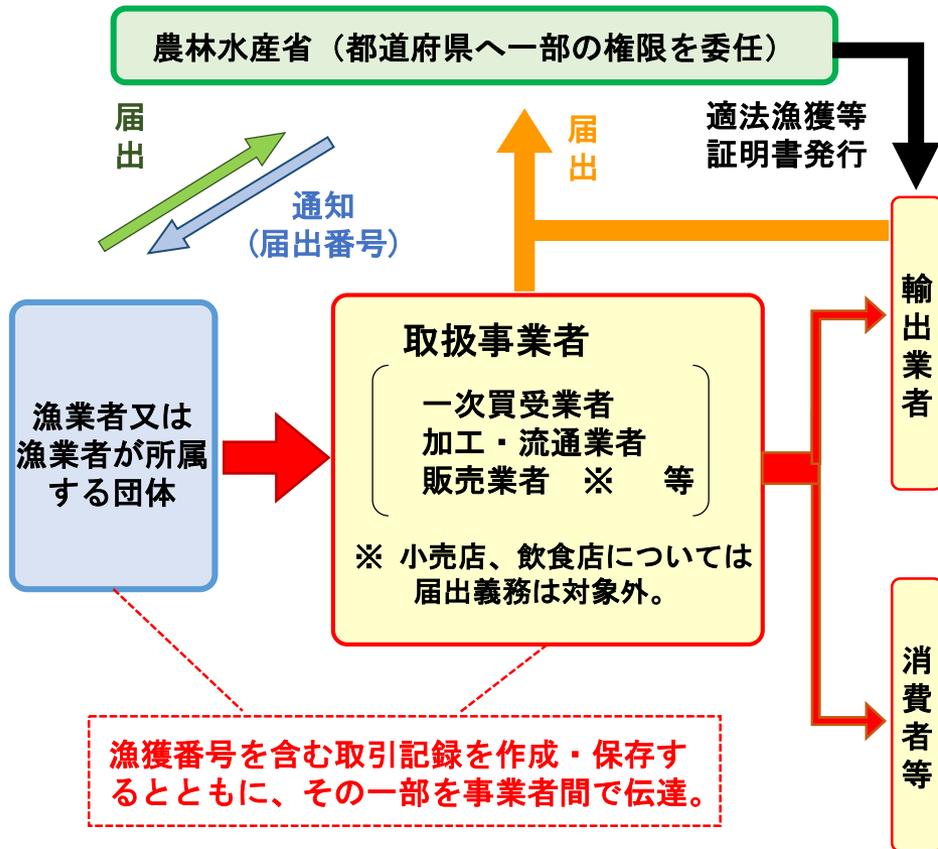
IUU漁獲物の流入防止

- **IUU漁業対策に寄与するため、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防ぐ措置を講じる必要がある。**

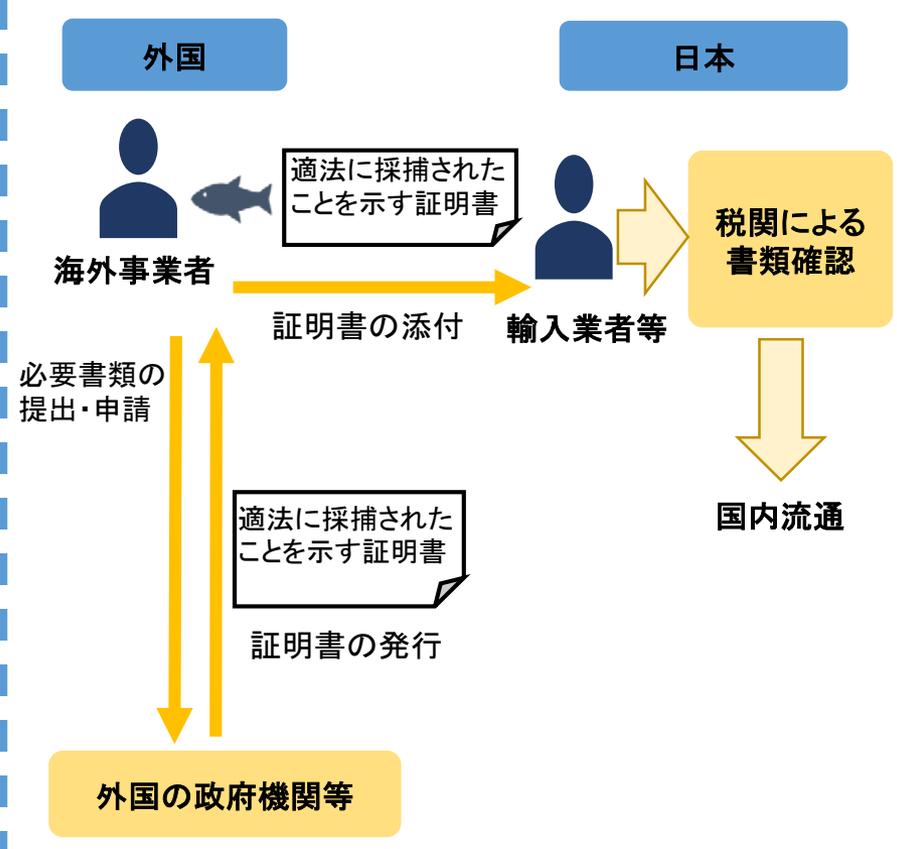
水産流通適正化制度の概要

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書等の添付を義務付ける。
- 国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物)等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。